## 入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和3年度 飯豊町役場庁舎非常用発動発電設備整備工事の請負について、条件付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和3年4月27日

飯豊町長 後 藤 幸 平

- 1 入札執行の日時及び場所
  - (1) 入札及び改札の場所 西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地 飯豊町役場 3F 大会議室
  - (2) 入札及び開札の日時 令和3年5月28日(金) 午前9時00分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 工 事 名 令和3年度 飯豊町役場庁舎非常用発動発電設備整備工事
  - (2) 工事の場所 飯豊町大字椿地内
  - (3) 工事の概要 飯豊町役場庁舎に新たに非常用発動発電設備を整備する工事
    - 非常用発電機設置工発電設備 220KVA 1台油庫 1台
    - 受変電設備改修 一式
    - ・非常用発電機上屋及び基礎工 一式
  - (4) 工 期 令和4年3月25日まで
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 飯豊町財務規則(昭和63年規則第3号。以下「規則」という。)第110条第3項の規定による、競争入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者であること。
- (2) 本工事の入札において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (3)建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の建設業の許可の うち、電気工事業において特定建設業の許可を有していること。かつ、経営規模等評価 結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が一般競争入札参加資格申請書の提出期限前 1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。)の総合評定値が、電気工事につ いて800点以上であること。
- (4) 置賜地域に本店又は主たる営業所(法第7条第1号による経営業務の管理責任者を置く 営業所に限る。)又は、営業所(法第7条第2号による技術者を専任で置く営業所に限る。) を有すること。
- (5)次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置(経常建設共

同企業体にあっては全ての構成員が配置すること。)できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者又は監理技術者補佐は、兼務できる(6の(5)に該当する場合を除く。)。

- イ 1級電気工事施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者
- ロ 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (7) 飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 規則第 117 条の規定に基づく飯豊町建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 11 号の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立てをした者、若しくは申立てをなされた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者、若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更生手続開始又は当該更生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部署 西置賜郡飯豊町大字椿 2888 飯豊町役場総務課防災管財室 電話番号 0238-87-0695
- 5 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加資格を確認できる書類を、次に掲げる期間内に提出 するものとする。

- (1) 受付期間 令和3年4月28日(水)から5月18日(火)まで (飯豊町の休日を定める条例(平成元年条例第43号)に規定する町の休日 を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1)入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 規則第 117 条の規定に基づく建設工事請負契約約款第 4 条による保証(保 証金額は契約金額の 10 分の 1 に相当する額とする。) を付すこと。

## 7 その他

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札 その他 規則第107条の規定に該当する入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (3) この入札は、飯豊町低入札価格調査制度に関する規程(平成22年告示第11号)の規定による低入札価格調査制度(以下、「低入札価格調査」という。)を適用する。
- (4) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者との 兼務を認めない。

- (5) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は管理及び処分に関する条例(昭和39年条例第12号)の規定により、町議会の議決に付さなければならない工事であるため、町議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、町議会の議決を得るまでの間に、飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った 価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を 求めることがある。
- (7) 詳細については入札説明書による。